

第 1 6 回

忠岡町ごみ処理施設調査特別委員会

令和 8 年 3 月 2 3 日

忠 岡 町 議 会

忠岡町ごみ処理施設調査特別委員会議事録

日 時 令和8年3月23日（月）午前11時30分開会

場 所 委員会室

1. 出席委員

委員長	北村 孝	副委員長	河野 隆子
委員	河瀬 成利	委員	森野 良一
委員	今奈良 幸子	委員	田辺 みき
委員	小島 みゆき	委員	尾崎 孝子
委員	高迫 照子	委員	二家本 英生

1. 欠席委員

なし

1. 出席理事者

町 長	是枝 綾子	町長公室長	立花 武彦
町長公室次長兼秘書人事課長		産業住民部長	新城 正俊
	中定 昭博	産業住民部次長兼生活環境課長	
産業住民部生活環境課主査			小倉由紀夫
	高木 慶祐		

1. 本議会の職員

事務局長	南 智樹
主 事	兼田 雄飛

委員長（北村 孝議員）

ご苦勞さまでございます。全協に引き続きよろしくお願いをいたします。

ただいまから忠岡町ごみ処理施設調査特別委員会を開会いたします。

（「午前 11 時 30 分」開会）

委員長（北村 孝議員）

本日の会議は、傍聴を許可しておりますので、よろしくお願いをいたします。

本日の出席委員は全員ですので、委員会は成立いたしております。

会議録署名委員は、委員会条例第 26 条の規定によりまして、8 番・田辺みき委員を指名いたします。

開会に先立ち、町長よりご挨拶を頂きます。是枝町長。

町長（是枝 綾子町長）

本日は、ごみ処理施設調査特別委員会、開催いたしましたところ、ご参集いただきましてありがとうございます。全員協議会に引き続きということで、よろしくお願いします。

本日は、クリーンセンターの土壤汚染の状況の調査の報告と、あと地域エネルギーセンター事業の工程表について、事業者のほうから情報提供がございましたので、そのご報告ということでございます。

また、説明、しっかりさせていただきますので、またご意見等頂けましたらと思いますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

本日はどうぞよろしくお願いをいたします。

委員長（北村 孝議員）

ありがとうございました。

早速、議事に移ります。発言の際は、委員、理事者の皆さん、「委員長」と言っていたき、私がお名前をお呼びしてから発言されますよう、お願いいたします。

また、発言者はマイクのスイッチを押してから発言されますよう、重ねてお願いを申し上げます。

委員長（北村 孝議員）

案件、ごみ処理施設の整備・運営及び委託処理等の進捗状況についてであります。

案件 1. 忠岡町クリーンセンター土壤汚染状況調査等業務について（調査経過報告）を、理事者より説明を求めます。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

小倉次長。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

それでは、よろしくお願いいたします。

本日は、事前に配布させていただいております資料１を用いて、前回１２月１７日開催の第１５回委員会でご報告させていただきました土壌汚染調査に係るその後の進捗についてご報告させていただくとともに、資料２を用いて公民連携事業の今後の工程についてご報告させていただきます。

また、土壌汚染調査のご報告においては、区画番号を読み上げてご説明のほうをさせていただきますが、それぞれの区画が土地のどの辺りに位置するのか分かりやすく表示するため、航空写真に区画番号をプロットした追加資料をご提出させていただいております。適宜、資料１と見比べながらご覧ください。

それでは、資料１の１ページをご覧ください。このページでは、ダイオキシン類の調査結果をお示ししております。これまでのご報告の内容と重複いたしますが、令和７年度に行った調査の経過を記載しております。

まず、令和６年度実施の土壌汚染状況地歴調査の結果に基づいて、Ｃ１、Ｃ２の３０メートル区画を対象に代表５地点の混合検体を作成の上、公定法分析を実施いたしました。その結果、Ｃ２の３０メートル区画において基準超過が見られたため、単位区画ごとに検体を採取の上、公定法分析を実施いたしました。

この時点で、図に記載のとおり、Ｃ２－８について基準超過が見られましたので、隣接する単位区域、Ｃ３－１、Ｃ３－２、Ｃ３－３について追加調査を実施するということまで前回委員会で説明しておりました。

ここで基準超過の単位区画があれば、それに隣接する区画、またその次の区画へと調査範囲が広がっていくところでありましたが、結果につきましては、Ｃ３－１、Ｃ３－２、Ｃ３－３、いずれも基準内という結果でしたので、法及び府条例に基づくダイオキシン類に係る調査はこれで終了となります。

続いて、２ページをご覧ください。このページでは、第二種特定有害物質の調査結果をお示ししております。こちらもこれまでのご報告の内容と重複いたしますが、令和７年度に行った調査の経過を記載しております。

まず、令和６年度実施の土壌汚染状況地歴調査の結果に基づいて、重金属類（水銀、セレン、鉛、砒素及びそれらの化合物）について、６０地点の表層試料採取を行い、公定法分析を実施いたしました。

その結果、Ｃ２－２、Ｃ２－８、Ｃ３－５②、Ｃ３－６②、Ｄ３－７の単位区画において、それぞれ図２に示す基準値超過が見られました。当該単位区画においてそれぞれ１メートル置きに深さ１０メートルまでの土壌をボーリングにより採取し、追加調査を実施するということまで、前回委員会でご説明しておりました。

結果につきましては、３ページの表のとおりでございまして、基準値超過が見られた

深さを黄色で示しております。左から順にC2-2、C2-8の区画においては、表層において鉛及びその化合物の含有量基準超過がありましたが、その下、マイナス10メートル地点に至るまで基準超過は見られませんでした。

続いて、C3-5②の区画においては、表層において砒素及びその化合物の溶出量基準超過があり、追加調査の結果、GL、グラントレベルですね、マイナス1メートル地点とマイナス3メートル地点において基準値超過が見られました。

同様に、C3-6②の区画については、表層において鉛及びその化合物の溶出量基準超過があり、追加調査の結果、マイナス1メートル地点とマイナス3メートル地点において基準値超過が見られました。

最後に、D3-7の区画については、表層において砒素及びその化合物の溶出量基準超過があり、追加調査の結果、マイナス6メートル地点、マイナス7メートル地点、マイナス9メートル地点において基準値超過が見られました。

今回の調査をもって汚染の位置と深さが特定されましたので、法及び府条例に基づく重金属類に係る調査はこれで終了となります。

今後の流れといたしましては、敷地の一部に汚染が存在するということで、法及び府条例に基づく区域指定を行うこととなります。区域指定が行われますと、その旨が所管行政庁において台帳されることとなり、土地の形質の変更を行う場合は届出が必要となり、その施工方法等について所管行政庁の承認が必要となります。

当該土地につきましては、今後、既存施設の解体を行う段階で土地の形質の変更が想定されておりますので、その際には、今回把握したダイオキシン類及び重金属類の汚染土の取扱いについて、適正な措置計画を立てて届出を行うこととなります。

今回の調査で判明した汚染度について、今後の解体工事や新施設の整備において区域外への搬出が発生する場合には、建設発生土の受入に際して、受入れ先の定める基準により改めて汚染状況の調査を求められる可能性があります。

以上、これまで複数回ご報告してまいりました土壤汚染調査について、汚染の位置及び深さが確定いたしましたので、最終のご報告とさせていただきます。

説明は以上でございます

委員長（北村 孝議員）

説明は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

なお、ご質疑は説明のあった範囲内でよろしく願いをいたします。質問ございませんか。ご質疑、よろしいですか。

二家本委員。

委員（二家本 英生議員）

1点だけ確認させてください。予算委員会の中でもちょっと話があったと思うんです

けども、令和８年度の予算のほうで土壌調査の予算が上がったと思うんですけども、そこでもちょっと、結果についてはごみ特の委員会で話ししますということだったので、もう１回確認しますが、令和８年度では調査の費用については、あれはもう不要という認識でよろしいでしょうか。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

小倉次長。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

おっしゃるとおりでございます。使う予定はございません。

委員長（北村 孝議員）

他にご質疑ありませんか。

（な し）

委員長（北村 孝議員）

ないようですので、質疑を終結いたします。

委員長（北村 孝議員）

案件２．（仮称）忠岡地域エネルギーセンター等整備運営事業の今後のスケジュールについて、理事者より説明を求めます。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

小倉次長。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

続きまして、配布しております資料２のほうをご覧ください。こちらは、公民連携事業における今後の工程を示したものでございまして、あくまでも現時点での見込みとして事業者から提出されたものとなります。

まずは、表の右下、欄外に緑色の矢印で記載した部分をご覧ください。記載のとおり、令和４年度に実施したプロポーザルにおける事業者提案書では、令和１５年度からの新施設開始とされておりましたが、現時点で事業者から提出されたスケジュール表においては、１年前倒しの令和１４年度からの供用開始と想定されております。

これについては、令和１５年度からの稼働開始を念頭に置いて工程を組んでいた場合、不測の事態等が生じた場合、当初の想定よりも稼働が遅れてしまう可能性があるため、余裕を見て１年前倒しで行動するために設定したものであるということで、令和１４年度からの供用開始を約束するものではないというところでご理解いただけたらと思います。

す。

また、表の下段から３行目でございます。（７）解体工事、（８）施設整備工事のとおりに、現施設の解体に約１年、新施設の整備に約２年、全体で約３年の工事期間があり、そちらも１年前倒しとなり、令和１０年の７月に現施設の解体工事が始まっていくスケジュールとなっております。

環境アセスメントにおける評価書提出後に解体の着手となりますので、表の中段部分、（２）環境影響評価手続をご覧くださいますと、令和７年９月に方法書が提出され、先般、令和８年２月２５日には、それに対する知事意見が発出されたところです。事業者においては、当該知事意見を勘案し準備書を提出することとなりますが、それがおおむね令和８年の１１月、準備書に対する知事意見の発出。また、それを受けての評価書の提出を令和９年度に行い、令和１０年度からの解体着手へと進む工程が示されております。

また、アセスメント手続と並行して、（１）のとおりに、新施設の基本設計、実施設計、（７）のとおりに、解体工事の設計を進めるとともに、設計の進捗と併せて、（４）から（６）にある開発等の申請や廃棄物施設設置に係る許可手続等が行われていくこととなります。

一方で、表の上段では、事業の進捗と併せて締結が予想される事業実施協定について記載されておまして、①から③の３つの実施協定が記載されております。

①につきましては、設計、アセス手続や各種許認可を官民どちらが実施するかの役割や責任分担及び費用負担について定める実施協定であり、本委員会においてもご報告させていただいた上で、令和６年１０月１日付で既に締結したものでございます。

今後、締結することとなる協定といたしましては、②といたしまして、令和１０年度からの工事着手に向けて、その実施主体や費用負担について定めるもの、③として、令和１４年度の新施設供用開始に向けて、その期間の一般廃棄物処分費や施設運営について定めるものが想定されているところでございます。

冒頭申し上げたとおり、本資料は現段階での工程見込みでございまして、前後する可能性を含んだものであるということをご理解のほうお願いいたします。

今後は、事業者において設計や許認可手続が進められるとともに、実施協定の締結等がございまして。それぞれの内容につきましては、その時々の特設委員会においてご報告させていただきます。

説明は以上でございます。

委員長（北村 孝議員）

説明は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

なお、ご質疑は説明のあった範囲内でよろしくをお願いいたします。ご質疑ありません。

んか。二家本委員。

委員（二家本 英生議員）

スケジュール、見させてもらいました。ちょっと1年前倒しになるということの予定なので、あくまで予定なので、そういうことをお伺いしてました。ちょっと何点か確認させていただきます。

このエネルギーセンターの事業の（7）の解体工事に関してなんですけども、解体工事のほうがこの令和8年の4月のほうから調査・設計ということで予定になってるんですけども、これも予算書、令和8年度の予算のほうで、クリーンセンターの解体費の調査業務、これも忠岡町のほうでも予算上がってたと思うんです。で、それと今回ここに書いてる（7）のところですよね。解体工事のところで調査・設計ってあるんですけど、これ、忠岡町もやって、事業者もするということなんでしょうか。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

小倉次長。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

事業者のほうは事業者のほうで設計等をしていく中で、その費用というのが見えてくると思いますし、町のほうにおきまして、その解体費が適正かどうかなのか、一定きっちりとした数値を持っておかないと、今後の処分費のほうに上乗せして払うということになりますので、あらかじめ町のほうでも大体幾らぐらい解体費がかかるのか、それを持っていて、事業者からの解体費が適正かどうか判断するため、事業実施を考えてるところでございます。

委員長（北村 孝議員）

二家本委員。

委員（二家本 英生議員）

分かりました。あと、もう1点。

解体のほうが、上の事業実施協定の（2）ですよね。のほうで既設解体事業と施設整備事業、令和10年の3月に締結予定。それに伴って、解体工事のほうで令和10年7月からということで予定されてますけど、そうなったときに、クリーンセンター、まだ債権残ってますよね。それが多分、令和12年か13年頃まで支払わなければいけないんですけども、その辺り、解体工事を始めたときに同時に除却するので、そのときに同時に、もう残っている残金を支払うのか、それとも解体工事終了後、完了を見てからその残っている債権を返金するか、それ、ちょっと分かっている範囲で教えていただきたいんですけど。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

小倉次長。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

起債とかの関係のお話かと思いますが、ちょっと現時点で解体前なのか解体後なのか、ちょっとその辺りがはっきりはしてないというところでございますので、ご理解のほどよろしくお願いします。

委員（二家本 英生議員）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

二家本委員。

委員（二家本 英生議員）

その辺りも確実に確認してから、多分金額的にはまだ4億ちょっと、現時点で4億ちょっとかな。もうちょっとあるかもしれません。残ってると思いますので、2年後、3年後、当然毎年、債権、返金をしていくとは思いますが、それでも多分残額残ると思うんで、その辺り当然、もしこの計画、進めていくのであれば予算措置というのもそこで絶対必要かと思いますが、その辺りの確認もよろしくお願いします。

以上です。

委員長（北村 孝議員）

よろしいですか。

他に、ご質疑ありませんか。

委員（河野 隆子議員）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

河野副委員長。

委員（河野 隆子議員）

ちょっと、これは見込みですのでね、これが工程表のとおりに行くかどうかというのは分からないところだというふうに思いますが、提案書でしたら11年の4月から工事するということで、今ご説明あったように1年ちょっと前倒しの見込みで、これ、工程表が出てるわけなんですけど、いろいろと余裕を見てとかいうご説明もありました。そこで不測の事態というお言葉もあったんですけど、その不測の事態というのはどういうことなんでしょうか。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

小倉次長。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

不測の事態でございますので、今現在、現時点において想定することができないようなことというふうな意味合いでございますので、よろしくお願いいたします。

委員（河野 隆子議員）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

河野副委員長。

委員（河野 隆子議員）

想定ができないということが不測の事態という理解でよろしいですかね。

それで、環境影響評価方法書が出て、大分とね、大阪府知事のほうも忠岡町長や泉大津市長、岸和田市長の意見も取り入れて、いろんな指摘事項を出されていたところなんですけど、その後、準備書でそれを全部クリアしていくということにはなるんでしょうね。そうなんでしょうね。すみません。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

小倉次長

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

泉大津市長、岸和田市長が出された知事意見書を勘案して準備書のほうが作成されていくというところでございます

委員（河野 隆子議員）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

河野副委員長

委員（河野 隆子議員）

それで準備書が、これで見ると準備書が出されて、またここで知事意見が出て、すみません、知事意見が出て評価書提出になるわけなんですけど、ここで、すみません、ちょっと私がちゃんとまだ見れてない。知事の、府の許認可というのはどこになるんですかね。ちょっと細かくて見えないんだけど。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

小倉次長。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

アセスメントに対して許認可というものではございませんでして、このスケジュール表を見ていただきますと、（４）（５）（６）のところで建築基準法なり廃掃法なりの要は許認可が必要になってくるというところでございます。

委員（河野 隆子議員）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

河野副委員長。

委員（河野 隆子議員）

ここの、今おっしゃった（４）（５）（６）のところで許可、許可という言葉がありますので、ここら辺で府の許認可がそれで許可されるということなんですね。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

小倉次長。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

そのとおりでございます。

委員（河野 隆子議員）

はい。

委員長（北村 孝議員）

河野副委員長

委員（河野 隆子議員）

そしたら、１つ、この５番のところの建築基準法建築確認申請というところが、まだこれで見ると２０２８年の９月か１０月辺りで交付となっているんだけど、それを待たずしてもう着工していくという流れで見たらよろしいんですか。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

小倉次長。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

あくまでも議員おっしゃるのは５１条、（５）番のところを見ておっしゃっていると思うんですけども、ここで工事として進めていくのは（７）番の解体工事でございますので、新施設の整備の工事についてはまだこの時点で着工はしておらないと。

委員（河野 隆子議員）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

河野副委員長。

委員（河野 隆子議員）

すみません。この51条というのは解体工事のことなんですね。違うの。

（「51条は8番の新施設」と呼ぶ声あり）

委員（河野 隆子議員）

すみません。

委員長（北村 孝議員）

河野副委員長。

委員（河野 隆子議員）

何か私が間違ってたようで、すみません。そしたら、例えば府の都計審とかかかってきて、許可、許可ってあるんだけど、この見込みで言うたら、その2、3か月後にもう着工していきたいというところ。見込みでね。見込みですけどね、そういう事業者の考えということなんですね。今、すみません、何か私が勘違いしていたようで、解体工事のことをもう一遍説明してもらえますか。（5）番のところが解体工事になるのね。違うの。

委員長（北村 孝議員）

解体は7番。

委員（河野 隆子議員）

すみません。申し訳ない。もう一遍聞きます。ごめんなさい。

委員長（北村 孝議員）

河野副委員長。

委員（河野 隆子議員）

ちょっと私の聞き方が悪いようで。（5）番の確認済証交付の、この許可ね。51条許可ってというのがまだ下りてない段階で、この見込みで見ると、もう工事着工にかかるのではないかなというところで、ちょっと。

委員長（北村 孝議員）

これは解体やろ。違うの。

委員（河野 隆子議員）

それ、もう一遍説明して。

委員長。

委員長（北村 孝議員）

河野副委員長。

委員（河野 隆子議員）

すみません。周りの委員さんからご説明を受けたりしてあれなんですけど、もう一度確認ですけど、その（5）番のところの確認済証交付というところは建設に重なってい

ないというところで理解でよろしいんですか。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

小倉次長。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

（５）でございますけども、この５１条の許可、確認済証交付を受けて、（８）番の施設工事のほうがなされていくというところでございますので、解体工事はこの（５）番のところとリンクはしていないというふうにご理解いただけたらと思います。

委員（河野 隆子議員）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

河野副委員長。

委員（河野 隆子議員）

すみません。ちょっとまだ私が理解し終えてないんですけども、とにかくこういった大きな、もう本当に忠岡町でも大変大きな事業が、公民連携ですから事業が始まるということですけども、大体普通で言うたら大きな工事というのは、大体いろんなことがあって、ずれていくのが大体私ら考えなんだけど、１年早めるというところで、やはり協定は協定ですので、進んでもいくんであろうということは分かるんですけども、ちょっとこの１年、不測の事態を見て、１年前倒しにするというのはいかがなものかというふうには、これは今、答弁と言うても難しいところですから、これは私の意見ですけども、やっぱり余裕を見てということもありましたのでね。あと、ちょっと日にちが先延ばしになるというのだったら分かるんですけども、ちょっと１年早くなる見込みと、見込みね、見込みというご説明があったので、ちょっとその件については私も納得いかないというところです。これはちょっと、何かそれであるんでしたらどうぞ。

委員長（北村 孝議員）

小倉次長。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

全体的にこの令和１５年というところが当初の事業者からの提案であったかと思いますが、これが後ろに行けば行くほど町の負担が増えるんじゃないかというふうなところを私どもはまあまあ考えておりますので、できるだけ早く、１５年度よりも１４年度実施したほうが財政的な面でもメリットがあるんじゃないかというふうなところも考えて、これからも事業のほうを進めていけたらなというふうにご考えてるところでございます。

委員（河野 隆子議員）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

河野副委員長。

委員（河野 隆子議員）

延びれば延びるほど町の負担が伸びるというのは、今ずっと伊賀に持っていったら、それが1年先延ばしになったらまた向こう持っていきますよね。その関係をおっしゃってるんですか。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

小倉次長。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

今議員がおっしゃった伊賀に持ち込んで分もございますし、これ、事業をすることによって事業者からの提案書では、いわゆる産廃1トンにつき1,000円の協力金をもらうというところの提案も頂いておるんです。それが1年遅ければその頂ける産廃の負担金とかもなくなってきますんで、そういうふうな面も含めて、財政的にも早くできたほうが町にとって財政的なメリットではあるんじゃないかというふうにも考えてるところでございます。

委員長（北村 孝議員）

河野委員、よろしいですか。

委員（河野 隆子議員）

はい。

委員長（北村 孝議員）。

他に、ございませんか。

委員（二家本 英生議員）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

二家本委員。

委員（二家本 英生議員）

施設整備の工事について確認なんですけど、まず解体のほうの（7）番のほうでは、調査・設計から設計図完成、それで工事業者決定、法令手続って一連で書いてくれてるんですけども、実際の新施設の施設整備工事（8）番、（8）番に関わるところで、そこで設計してるのが恐らく（1）番だと思うんですよね。で、基本設計とか実施設計というのになってるんですけど、そこの段階でこれを見ると、令和9年の5月に工事業者選定って書いてるじゃないですか。で、これっていうのは、もうこの時点で施設整備、

新施設を建てる業者をもう決めてしまうのか、それともあくまで設計の業者の決定なのかというのが確認一つと、もしそれが施設整備の工事の業者の選定であれば、このスケジュールで見たら（８）番のところですかね。令和１１年の７月から新施設の着工となっているんですけども、その間、２年間も間、空いてしまうと。そういったやり方というのは別に法的には問題ないのかなというのが１点と。

あと、工事業者選定と書いているんですけど、当然プラントメーカーについてはＳＰＣ組んでますので、プラントについては恐らくその業者になるんじゃないかなと思うんですけども、そのほかの、建物の外溝とかね、そういったところの工事業者の選定というのもこの令和９年の５月に決めてしまうんですかね。ちょっとそこ、確認お願いします。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

小倉次長。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

あくまでも現時点での予定というふうなところで事業者から頂いてるところでございますので、詳細が分かった時点で、またご報告できるところをご報告させていただこうと思いますし、そういうふうな感じで今は認識してるところでございます。

委員長（北村 孝議員）。

よろしいですか。

小倉次長。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

あと、法的に問題があるかないかというところでございますけれども、そこについては問題は特にないであろうというふうに思っております。

委員長（北村 孝議員）

二家本委員。

委員（二家本 英生議員）

では、この表のスケジュールどおり行くのであれば、もう令和９年の５月の段階で事業者も決めてしまっていて、で、その後の、まあ言うたら施設の着工までは全然問題はないということですよね。例えばその間に、契約書をいつ結ぶか分かんないですけども、経済的な物価高とかそういった、それこそ不測の事態ですわ、とかなって、もう一回、この事業を受けた事業者がちょっとこの価格ではようやらんとなったとき、そこまではっきり、将来の話になるんですけど、なった、なる可能性もゼロではないので、その辺り、このスケジュール的にはどうなんかなとちょっと疑問があるんですけども、その点については町としてはいかがでしょうか。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

小倉次長。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

その辺りの見込みとか話になりますと、いわゆる民々の話になってくるかと思うので、そこはもう、どういうふうな事態で、どういうふうなことが起こって、契約がうまくいかないとか破棄するとか出てくるんかどうか分かりませんが、そこはあくまでもその事業者間、民々の中で話をされるものというふうな認識は持っておるところでございます。

委員長（北村 孝議員）

よろしいですか。

他に、ご質疑ありませんか。

（な し）

委員長（北村 孝議員）

ないようですので、質疑を終結いたします。

委員長（北村 孝議員）

その他について委員さんのほうから何かありますか。

（な し）

委員長（北村 孝議員）

閉会に当たり、町長よりご挨拶を頂きます。

町長（是枝 綾子町長）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

はい。

町長（是枝 綾子町長）

長時間にわたりましてご意見を頂きましてありがとうございます。

事業者のほうから工程表が情報提供として出されたというところでございますが、1年前倒しでできるというふうな、そういったところでの、遡りますとこういうふうな工程になるというところでございます。

3月議会の一般質問でもお答えを私、させていただきましたように、この1年で方向性をしっかりと決めていくというふうなところは、やはりそこがそういったスケジュールでないと、なかなかこういうふうにはならないだろうなというふうにちょっと今感じたところでございますけれども、やはり事業者のほうで準備を進めるというところは進

められているというところでございますので、遅くならないように方向性を早く示していきたいというふうに思っておりますので、議会の皆様のご理解とご協力、またどうぞよろしくお願いを申し上げます。

本日は誠にありがとうございました。

委員長（北村 孝議員）

ありがとうございました。

委員皆さん方には大変ご苦勞さまでございました。

これでごみ処理施設調査特別委員会を終了いたします。

（「午後 0 時 1 0 分」閉会）

以上、会議の顛末を記載し、これに相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

令和8年3月23日

ごみ処理施設調査特別委員会委員長 北 村 孝

ごみ処理施設調査特別委員会委員 田 辺 み き